

え ぽ っ く

め い か ー

EPOCH MAKER

ありのままでいられる社会について



〈表紙イラスト〉 飛鳥未来高等学校池袋キャンパス イラスト同好会

Contents

- ◆ おとなも、子どもも。誰もが人生の主人公～子どもの人権について～
- ◆ 『子どもの人権』についてアンケートをとってみました！
- ◆ 寄稿「子どもの人権とおとなの愛：より良い関係を築くために」
- ◆ ファミリーシップ制度を導入しました！
- ◆ エポック10事業紹介／エポック10情報



おとなも、子どもも。 誰もが人生の主人公

『子どもの権利条約』を知っていますか？

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約では、18歳未満の子どもをひとりの人間として尊重し、権利の主体としてとらえています。また、成長する過程において、子どもに対し、年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。

生命、生存および発達に対する権利

子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように医療・教育・生活への支援を受けることができる。

子どもの最善の利益

おとなが子どもに関することを決める時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を前提に考える必要がある。

子どもの意見の尊重

子どもは、自分に関連する事柄について自由に意見を表すことができる。

差別の禁止

子ども自身や親について、人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などのいかなる理由でも差別をしてはならない。

この条約には、国や社会に対する義務や責任についても定められています。司法や行政だけでなく、子どもに関わるすべての人が、条約に記された権利が実現されるように取り組むことが求められています。また、子どもたち自身が自らのもつ権利について知り、尊重する態度を育むことも大切です。

豊島区子どもの権利に関する条例

平成18年、豊島区では、子どもたち一人ひとりがもつ権利を大切にするため、『豊島区子どもの権利に関する条例』を制定しました。ホームページでも内容を公開しています。



詳しくはこちら



豊島区教育大綱

教育大綱は、地方公共団体の長が地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を定めたものです。

これまで、豊島区では教育委員会が定めている「教育振興基本計画（豊島区教育ビジョン）」に掲げている目標や方針が「教育大綱」と合致することから、「豊島区教育ビジョン」を「豊島区教育大綱」と位置付けてきました。しかし、民意を代表する区長として、区政において極めて重要な柱である教育について、何を目指していくかという方針を教育委員会と協議の上、区民の皆様にお示しする必要があると考え、令和6年10月、

新たに「豊島区教育大綱」を策定しました。



詳しくはこちら



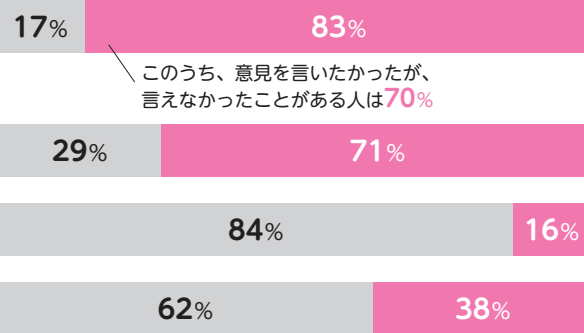


次世代を担う子ども達が、自分の未来のことについて考え、行動していくことはとても大切です。そこで、子どもの人権についてどのくらい知っているのか、高校生を対象にアンケートをとりました。

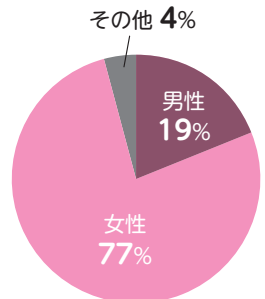
(実施／協力：飛鳥未来高等学校池袋キャンパス・飛鳥未来さずな高等学校池袋キャンパス在学生の皆さん)

アンケート結果

- 1 あなたは子ども（中高生含む）が自分の意見を自由に言える権利があることを知っていますか。
- 2 あなたは子どもの頃も含め、意見を言いたかったが、言えなかったことがありましたか。
- 3 あなたは、性別によって差別を感じたことはありますか。
- 4 あなたは、子ども（中高生含む）が虐待やネグレクト（養育放棄）を受けている場合、相談窓口はどこか知っていますか。



回答者の属性
(全回答者：653人)



■ いいえ ■ はい



宮川 哲弥さん
(東京都市大学准教授)

講評

今回のアンケート結果から、皆さんの多くが「子どもの人権」について課題を感じていることがわかりました。特に、「意見を言いたかったが言えなかった」と答えた人が70%にも上り、子どもたちが自由に自己表現できる環境が整っていない現状が見えてきました。また、性別による差別を感じた経験も多く、日常的な不平等があることがわかります。さらに、相談窓口の認知度が低いことも課題として挙げられています。このような問題を解決するためには、教育現場や地域全体で人権教育を進め、子どもたちの声をしっかり受け止める仕組みを作ることが大切です。みなさんが自分の意見を自由に言える環境を一緒に作り、声を大切にすることが求められています。

「性別によって差別された」と感じたエピソード

※ 個人が特定されないよう一部内容を変更しています。



プールの授業で女子は屋根があったのに、
男子には屋根がなくてみんな日焼けして
次の日もずっと痛かった

女子は人と関わる仕事、
男子は荷物運びを
頼まれることが多い

男の子にいじめられても
「男は子供なんだよ」で
泣き寝入りさせられた

性別は関係ないのに
才能の有無、
愛嬌の良さを
決めつけられた

男なんだから〜〜…、
女なんだから〜〜…
って言われた



ありのままの自分でいられる社会を実現するためには、大人も子ども

「子どもの人権とおとなの愛」



宮川 哲弥さん

東京都市大学 人間科学部人間科学科
准教授 / 社会福祉士・意見表明等支援員



思春期の「し」は「死ねのし」、「しゅん」は「しゅんって落ち込んじゃう」、「き」は「キモって、やっぱり言いたい。」これは私の大学のゼミ生に、「思春期ってどうだった？」と聞いた時のあいうえお作文です。わがままでいたい自分と社会とうまくやっていけなくちゃいけない間で、様々な疑問が生まれて、悩んで、吐き出して、自分がなんだかわからなくなり、「まじ無理」「まじなんなの」という感じです。はい、そんな感じでいいのです。あなたの前にいる親や大人もみんなそんな感じを持ちながら、いっぱい反抗して、わがまま言って生きてきました。

そういう私も同じで、35年前にラップを聴いてから、主張することがかっこいいと思って、先生にめちゃくちゃ反抗してました。でも、良かった事もありました。親や先生が真剣に向き合ってくれたのです。「数学なんて、社会に出ても意味はない。勉強する意味がない。」って、反抗したら、「数学が意味ないって思うかもしれないけど、実は、数学がなかったら今の世界は成り立たないのだよ。たとえば、君が好きなゲーム、インターネットだって、全部数学で成り立っているんだ。数学が役に立たないって思っている今が、実は大きなチャンスかもしれない。今の努力が、将来の君にとって大きな武器になるんだよ。」と言われた事を覚えています。その時は、内容なんてわからなかったし、そんなのわかっているよって思っていました。でも、先生はそんな私の話を聞いて、一生懸命話をし

てくれました。面倒臭い少年だったと思います。けど、大人も捨てたものではありません。必ずあなたの疑問に正面から答えてくれる人がいるはずですよ。自分と社会の間で迷うのが思春期です。迷い迷って、そして、自分というものがわかってくる。憧れの人も見つかるかもしれません。こんなに反抗できるのは、「今」しかないのです。これから社会人となる時に、我慢が必要ながたがたたくさん増えてきます。いやでも自分の意見を抑える時も来るはずですよ。その時に、たくさん反抗できたから、相手の気持ちをわかるようになるものです。私は子どもには反抗する権利があると思っています。

中学生や高校生になる頃、子どもたちは反抗期や受験といった重要な局面に直面します。これらの時期は、子どもたちが大人になる過程で、自己のアイデンティティを確立しようとする時期でもあります。中学生や高校生になると、子どもたちは自立心が強まり、反抗期の一環として親からの愛情を拒絶するような行動をとることもあります。安心しているから子どもは親に反抗します。「こんなワルでも好き？」と、反抗します。子どもは、依存と反抗を繰り返しながら自立します。しっかり向き合うこと、対話をするのが大切です。

反対に、親が子どもに過度の期待やプレッシャーをかけすぎると、子どもはその期待に応えようとする一方で、自分自身の本当の気持ちを見失ってしまう

も、日頃から互いの考えにしっかりと耳を傾けることが大切です。

より良い関係を築くために

ことがあります。親の期待を裏切ることへの恐れや、愛されなくなることへの不安が強くなると、子どもは自分の意志ではなく、親の望む道を歩まなければならないと感じることもあるでしょう。そうした「外的な期待」に応じる形での前進は、子どもにとって必ずしも健全な成長や幸福に結びつくものではありません。子どもの将来の幸せのために、子どもの現在を犠牲にするのではなく、大切なのは今。「子どもの現在」を幸せにすることです。今、幸せでなければ、子どもは自分のことを好きではられません。自分のことを好きでないと、将来の幸せだって、感じることも夢見ることもできません。

でも、親だって人間です。時に子どもに「いけません。」という時があります。

親はとにかく問題が起きたら、何かと良いアドバイスを出そうとなんとかしたい、助けたいなどの気持ちに揺さぶられ解決を急ぎがちです。しかし、思春期の子どもが抱えるその悩みや苦しみはそのような単発の助言で解決するような問題ではありません。大人から簡単に見えても、思春期の子どもにとっては思春期独特のルールに阻まれて解決が難しいこともありま

す。初回に打ち明けられた悩みは、序章に過ぎません。まず、解決を急がずじっくりと聞くことです。聞いてもらえた、話ができた、という実感を、まずは子ども自身に持ってもらうことが第一歩です。実際に対話の一步目を踏み出しても、容易にそこから撤退し、先だっでの相談はなかったかのように態度を翻されることもしばしばです。けれども、一回でも話ができて受け止められた経験をしたことは、その子にとって今後につながるものです。ですから、そこで焦らないことが肝心です。時期を待つというのは親にとって非常にしんどく不安なことではありますが、いつでも受け止めるよう、あなたのことを心配しているよというメッセージを送りながら、再度の対話の時を待つことも必要です。

最後に、心理学者エリク・エリクソンは、「よい人間関係というのは、どんな人との関係であっても、相手に与えているものと相手から与えられているものを、双方が等しい価値と認識し、実感しあっている」ことだと述べています。子どもだから、大人だからとは関係なく、お互い一人の人間として尊重することから始めてみませんか。

子どもに関わることで、困りごとがあったときは

★豊島区児童相談所 | 03-6758-7910 月～金 9:00～17:00 まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

※夜間休日の緊急の虐待通告は、189 (いちばやく) (24 時間受付)

★ふくろう相談室 (としま子どもの権利相談室) | 03-5985-9580 火～金 10:00～17:45 (祝日・年末年始を除く)

豊島区在住・在学・在勤の 18 歳未満の方、子どもの権利侵害に関することであれば大人からの相談も可

★子ども若者総合相談「アシスとしま」 | 03-4566-2476 月～金 8:30～16:30 (祝日・年末年始を除く)

豊島区在住・在学・在勤の子ども、おおむね 39 歳までの方 (匿名相談可能) ※ 16:30～17:15 は予約受付のみ

★教育センター教育相談 (電話相談) | 03-3983-0094

月～土 9:00～12:00・13:00～17:00 (日曜日・祝日・年末年始を除く)

豊島区在住・在学の、幼児～18 歳までのお子さんとその家族の方 (匿名相談可能)

★東部子ども家庭支援センター | 03-5980-5275

★西部子ども家庭支援センター | 03-5966-3131

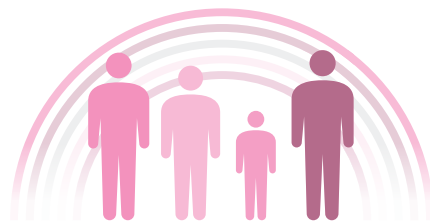
月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

0～18 歳までの子どもと家庭に関することでお悩みの方

ファミリーシップ制度を導入しました！

豊島区では、性の多様性を尊重し合い、すべての人が共に生きていけるまちづくりを目指して、平成31年4月に「豊島区パートナーシップ制度」を創設しました。

令和6年11月1日より近親者との関係性を併せて証明することができるファミリーシップ制度を導入し、「豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度」をスタートしました。



豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

一方又は双方が多様な性自認・性的指向^(※)のお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力し合うことを約束した関係であると区に届け出ると、「受理証明書」と「携帯用カード」を受け取ることができます。

ご希望により、お子様や親御様のお名前と生年月日の記載ができます。

受理証明書

携帯用カード

オンラインで
届出できます



詳しくはこちら

(※) 一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多い当事者について、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。

第1次

豊島区困難女性支援基本計画を策定します

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が令和6年4月1日に施行されました。その中で、区市町村は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定めることが努力義務となっています。

豊島区では、困難女性支援を総合的かつ体系的に推進するため、令和7年3月に「第1次豊島区困難女性支援基本計画」を策定予定です。令和6年12月5日～令和7年1月6日、パブリックコメントを実施し、区民の皆様からのご意見を募集しました。

すずらんスマイルプロジェクト企画

「傷だらけなのに気が付けない私たち～今だから語れるあの頃のこと～」を開催しました

10月11日の『国際ガールズ・デー』に合わせ、令和6年10月10日、講座を開催しました。講師は『しにたい気持ちが消えるまで』著者、豆塚エリさん（詩人・エッセイスト）。生きづらさを抱えていた頃を振り返り、現在に至るまでの気持ちの変化について丁寧に語っていただきました。

すずらんスマイルプロジェクトって？

「すずらんスマイルプロジェクト」は、生きづらさを感じる10代・20代の若い女性を支援するため、豊島区役所で生まれたプロジェクトです。複数の課が部を超えて連携し、民間支援団体とともに、さまざまな取り組みを行っています。

- HP・SNS等を活用した情報発信
- 民間支援団体や企業・学校等と連携・協働した取り組み
- 「生理の貧困」に関する取り組み（生理用品の無料配布）など



詳しくはこちら



講師 豆塚 エリさん



国際男性デーに合わせ、

「このモヤモヤはどこからくる？～男性の『日常』を読み解く～」を開催しました

11月19日の『国際男性デー』に合わせ、令和6年11月15日、オンライン講座を開催しました。講師は、『よかれと思ってやったのにー男たちの「失敗学」入門』等の著者である清田隆之さん。清田さんが実際に見聞きした話を元に、男性自身やその周囲の人々が抱える苦悩や葛藤について語っていただきました。男性の多様な生き方について、深く考えるきっかけとなりました。

男性専門相談ダイヤル

対象 | 豊島区在住・在学・在勤の方

☎ 03-6842-0055 第2火曜日 17:30～20:30

奇数月 女性カウンセラー 偶数月 男性カウンセラー

講師 清田 隆之さん



相談無料
匿名相談可
秘密厳守

エポック10では、男女共同参画社会の実現に向け、講座、講演会などの開催、情報誌の発行、学習相談、区民や団体の交流の場や機会を提供しています。

各種相談

一人で抱え込まずにまずはお電話ください。

相談無料

秘密厳守

女性相談

一般相談 ☎ 03(3980)7830

◆月～土曜日 9:00～17:00
(12:00～13:00を除く)

専門相談 ☎ 03(5952)9501 予約制

対象 区内在住・在勤・在学の方
女性の弁護士・臨床心理士・DV専門カウンセラーが
無料で相談に応じます。

相談名	曜日	時間
法律	第1金曜日	午後1時30分～4時30分
	第3金曜日	午後6時～9時
こころ	第2水曜日	午後1時30分～4時30分
	第3水曜日	午後1時30分～4時30分
	第4火曜日	午後6時～9時
DV	第1水曜日	午後6時～9時
	第3火曜日	午後1時30分～4時30分

※法律・こころ相談は、相談前日17時まで予約受付

※DV相談は、相談日当日終了時間90分前まで予約受付

男性相談

☎ 03(6842)0055

電話相談のみ

◆第2火曜日 17:30～20:30

対象 区内在住・在勤・在学の方

奇数月 女性カウンセラー 偶数月 男性カウンセラー

性自認/性的指向に関する相談

☎ 03(6842)0140

電話相談のみ

◆第4金曜日 18:00～21:00

対象 区内在住・在勤・在学の方

※ ご家族、ご友人等も相談可能です。

DV専門相談

※女性の方の相談をお受けしています。

DV相談 ☎ 03(6872)5250

専門電話 ◆月～土曜日 9:00～17:00
(12:00～13:00を除く)

※性別を問わずご相談をお受けしています。



DV相談
プラス

つなぐ はやく
☎ 0120(279)889

◆24時間 受付

[内閣府]



メール有

性別等による差別などでお困りではありませんか？

男女共同参画施策に対する苦情や性別等による差別などの人権侵害について、苦情処理委員（弁護士等）に申し出ることができます。お気軽にご連絡ください。

としま街なかすずらんサポーター募集中！

すずらんスマイルプロジェクトの趣旨に賛同いただいた企業や団体、地域の方がサポーターとなり、区と一緒にプロジェクトのPRや支援活動を実施する取組みです。ぜひ一緒に、若年女性の支援の輪を広げていきませんか？

問い合わせ

すずらんスマイルプロジェクト事務局（豊島区男女平等推進センター）

☎ 03-5952-9501 ✉ suzuran.smile.pj@city.toshima.lg.jp

えぼっく・めいカーを企画して

〈区民企画運営委員より一言〉

- この企画を通して勉強になったことが多く、豊島区の皆さんとも関わられたので参加できて良かったと思います。(Y.T)
- 同じテーマでも、視点が違えば見方が変わります。スタートは一緒でも走る方向が異なるメンバーが、話しあい、学びあい、尊重しあってみんなで一緒にゴールした…そんな委員会でした。(K.A)
- 子どもの人権についてさらに深く考え、年齢に関わらずお互いの意見を尊重していく社会になるといいなと思います。(N.I)

豊島区立男女平等推進センター(エポック10)



としま産業振興プラザ
(Ike-Biz) 3階
エポック10



池袋駅西口から徒歩7分、
メトロポリタン口から
徒歩6分

〒171-0021
豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ3階
TEL: 03(5952)9501 FAX: 03(5391)1015
Eメール: A0029117@city.toshima.lg.jp

◆◆ 開館時間 ◆◆

- ・月～土曜日 9:00～21:00
- ・毎月最終月曜日の前日（日曜日） 9:00～17:00
- ※毎月最終月曜日・祝日は休館です。

【エポック10メルマガ登録】

豊島区公式ホームページから登録できます。



※本誌内容は発行時点の内容です。